

特定個人情報保護評価書(重点項目評価書)

評価書番号	評価書名
22	鳥取市 健康増進事業に関する事務 重点項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

鳥取市は健康増進事業に関する事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、その取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために十分な措置を行い、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項

評価実施機関名

鳥取市長

公表日

令和1年11月5日

項目一覧

I 基本情報
II 特定個人情報ファイルの概要
(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目
III リスク対策
IV 開示請求、問合せ
V 評価実施手続
(別添2) 変更箇所

I 基本情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	健康増進事業に関する事務
②事務の内容	健康増進法の規定に基づき、各種がん検診、歯科検診を実施。その結果をもとに保健指導、健康相談、精密検査勧奨等を行う。 特定個人情報は、以下の健康増進事業に関する事務において、健康増進法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 1 各種がん検診 2 歯科検診 3 健康相談 4 肝炎ウイルス検査 5 その他上記に関連する事務
③対象人数	[10万人以上30万人未満] <選択肢> 1) 1,000人未満 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満
2. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務において使用するシステム	
システム1	
①システムの名称	住民健康管理システム
②システムの機能	1 検診対象者検索機能 : 対象者を検索する機能 2 検診受診券作成・発行機能 : 受診券を作成する機能 3 検診(精密検査結果も含む)情報登録機能 : 検診(精密検査結果も含む)情報を登録する機能 4 集計データ作成機能 : 検診結果等をもとに集計データ等を作成する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [] 既存住民基本台帳システム [<input checked="" type="checkbox"/>] 宛名システム等 [] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー))
システム2～5	
システム2	
①システムの名称	宛名システム
②システムの機能	1 住民登録者宛名管理機能 : 住民登録者を住民基本台帳システムより連携、管理する機能 2 住民登録外者・事業所宛名管理機能 : 住民登録外者・事業所宛名を登録・修正する機能 3 共有宛名管理機能 : 共有代表者の宛名を登録・修正する機能 4 送付先管理機能 : 現住所と異なる送付先を登録・修正する機能 5 納税関係者管理機能 : 相続人や納税管理等の納税関係者を登録・修正する機能 6 連絡先管理機能 : 電話番号等の連絡先を登録・修正する機能 7 口座管理機能 : 振替口座・還付口座を登録・修正する機能 8 世帯管理機能 : 住民登録外者を世帯に加入・脱退する機能 9 納税組合管理機能 : 納税組合やそれに属する組合員を登録・修正する機能 10 他システム連携機能 : 税務システムや福祉系システム等と連携する機能
③他のシステムとの接続	[] 情報提供ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム [] 住民基本台帳ネットワークシステム [<input checked="" type="checkbox"/>] 既存住民基本台帳システム [] 宛名システム等 [<input checked="" type="checkbox"/>] 税務システム [<input checked="" type="checkbox"/>] その他 (団体内統合宛名システム(団体内統合利用番号連携サーバー))
システム6～10	
システム11～15	
システム16～20	

3. 特定個人情報ファイル名	
(1) 宛名特定個人情報ファイル (2) 健康増進事業特定個人情報ファイル	
4. 個人番号の利用 ※	
法令上の根拠	<p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(番号法) (平成25年5月31日法律第27号) 別表第一 76項</p> <p>行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表第一の主務省令で定める事務を定める命令(平成26年内閣府・総務省令第5号) 第54条</p>
5. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ※	
①実施の有無	<p>[実施しない]</p> <p><選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定</p>
②法令上の根拠	
6. 評価実施機関における担当部署	
①部署	健康こども部 中央保健センター
②所属長の役職名	中央保健センター所長
7. 他の評価実施機関	

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく検診対象者
その必要性	検診対象者や受診情報の管理を目的としているため、その目標達成に必要な範囲の特定個人情報を保有
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号 : 検診対象者を効率的に検索するため その他識別情報 : 検診対象者を効率的に検索するため 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 検診対象者への通知にあたり本人を特定するため 連絡先(電話番号等) : 検診(精密検査を含む)未受診者勧奨対象者へ連絡するため その他住民票関係情報 : 世帯情報を把握するため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	中央保健センター 健診推進室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input type="checkbox"/> その他 ()								
②入手方法	<input type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	検診受診券の発行対象者、過去の受診歴の管理、健康情報の管理								
④使用の主体	使用部署	中央保健センター健診推進室、中央保健センター、鳥取東健康福祉センター、各総合支所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0" style="margin-left: 20px;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">1) 10人未満</td> <td style="text-align: center;">2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">3) 50人以上100人未満</td> <td style="text-align: center;">4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">5) 500人以上1,000人未満</td> <td style="text-align: center;">6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	個人番号 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 その他識別情報 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 受診券に記載したり、システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 連絡先(電話番号等) : システムの検診結果内容画面に表示する。 その他住民票関係情報 : システムの世帯内容画面に表示する。								
	情報の突合	宛名システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> (1) 件 1) 委託する 2) 委託しない	
委託事項1	システム保守・運用	
①委託内容	1 宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業 2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業 3 職員からの問い合わせに対する調査 4 作業指示に基づくデータ抽出	
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名	富士通株式会社 鳥取支店	
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先、再委託先から個人情報保護に関する誓約書の提出を求め、許諾を判断する。
	⑥再委託事項	1 宛名システムのパッケージアプリケーション保守作業 2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業 3 職員からの問い合わせに対する調査 4 作業指示に基づくデータ抽出
委託事項2～5		
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 宛名特定個人情報ファイル

1. 個人番号、2. 個人番号異動事由、3. 個人番号異動日、4. 宛名コード、5. 宛名区分、6. 個法区分、7. 宛名税目コード、8. 通称名使用区分、9. 宛名異動事由、10. 宛名基本異動日、11. 宛名基本届出日、12. 基本氏名カナ情報、13. 基本氏名検索カナ情報、14. 基本氏名漢字情報、15. 基本名カナ情報、16. 基本名検索カナ情報、17. 基本名漢字情報、18. 生年月日、19. 性別、20. 行政区、21. 小学校区、22. 中学校区、23. 選挙区、24. 郵便親番、25. 郵便子番、26. 住所区分、27. 住所コード、28. 番地コード、29. 枝番コード、30. 小枝番コード、31. 小枝番コード3、32. 住所漢字、33. 方書漢字、34. 国籍コード、35. 在留資格、36. 在留期間開始日、37. 在留期間終了日、38. 住記住民日、39. 住記住定日、40. 住記消除日、41. 住記消除事由、42. 住記住民区分、43. 転入前市町村コード、44. 転入前郵便番号、45. 転入前住所、46. 転入前方書、47. 転出前市町村コード、48. 転出前郵便番号、49. 転出前住所、50. 転出前方書、51. 外国人登録番号、52. 社会保障番号、53. DVフラグ、54. ネグレクトフラグ、55. 送付先設定事由、56. 送付先設定日、57. 送付先廃止事由、58. 送付先廃止日、59. 送付先氏名カナ情報、60. 送付先氏名検索カナ情報、61. 送付先氏名漢字情報、62. 送付先名カナ情報、63. 送付先名検索カナ情報、64. 送付先名漢字情報、65. 送付先郵便親番、66. 送付先郵便子番、67. 送付先住所区分、68. 送付先住所コード、69. 送付先番地コード、70. 送付先枝番コード、71. 送付先小枝番コード、72. 送付先小枝番コード3、73. 送付先住所漢字、74. 送付先方書漢字、75. 特定宛先人区分、76. 特定宛先人コード、77. 特定宛先人設定日、78. 特定宛先人廃止日、79. 世帯コード、80. 続柄、81. 世帯増事由、82. 世帯増異動日、83. 世帯減事由、84. 世帯減異動日、85. 口座申込年月日、86. 口座開始年月日、87. 口座解約異動事由、88. 口座解約年月日、89. 金融機関コード、90. 口座種別、91. 口座番号、92. 口座名義人カナ、93. 口座電話番号、94. 納付種別、95. 口座振替通知出力区分、96. 還付申込年月日、97. 還付開始年月日、98. 還付解約異動事由、99. 還付解約年月日、100. 還付金融機関コード、101. 還付用口座種別、102. 還付用口座番号、103. 還付口座名義人カナ、104. 還付口座名義人漢字、105. 還付口座電話番号、106. 組合コード、107. 組合加入日、108. 組合脱退日、109. 市町村コード、110. 関連前宛名コード、111. 関連宛名開始事由、112. 関連宛名開始異動日、113. 関連宛名終了事由、114. 関連宛名終了異動日、115. 連絡先種別、116. 電話番号等、117. 経理担当者等、118. 連絡先設定日、119. 異動担当者、120. 更新業務コード

II 特定個人情報ファイルの概要

1. 特定個人情報ファイル名	
(2)健康増進事業特定個人情報ファイル	
2. 基本情報	
①ファイルの種類 ※	[システム用ファイル] <選択肢> 1) システム用ファイル 2) その他の電子ファイル(表計算ファイル等)
②対象となる本人の数	[10万人以上100万人未満] <選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上
③対象となる本人の範囲 ※	健康増進法に基づく検診対象者
その必要性	検診対象者や検診結果情報を管理するため
④記録される項目	[100項目以上] <選択肢> 1) 10項目未満 2) 10項目以上50項目未満 3) 50項目以上100項目未満 4) 100項目以上
主な記録項目 ※	<ul style="list-style-type: none"> ・識別情報 [<input type="checkbox"/>] 個人番号 [<input type="checkbox"/>] 個人番号対応符号 [<input type="checkbox"/>] その他識別情報(内部番号) ・連絡先等情報 [<input type="checkbox"/>] 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) [<input type="checkbox"/>] 連絡先(電話番号等) [<input type="checkbox"/>] その他住民票関係情報 ・業務関係情報 [<input type="checkbox"/>] 国税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 地方税関係情報 [<input type="checkbox"/>] 健康・医療関係情報 [<input type="checkbox"/>] 医療保険関係情報 [<input type="checkbox"/>] 児童福祉・子育て関係情報 [<input type="checkbox"/>] 障害者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 生活保護・社会福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 介護・高齢者福祉関係情報 [<input type="checkbox"/>] 雇用・労働関係情報 [<input type="checkbox"/>] 年金関係情報 [<input type="checkbox"/>] 学校・教育関係情報 [<input type="checkbox"/>] 災害関係情報 [<input type="checkbox"/>] その他 ()
その妥当性	個人番号 : 検診対象者を効率的に検索するため その他識別情報 : 検診対象者を効率的に検索するため 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 検診対象者への通知にあたり本人を特定するため 連絡先(電話番号等) : 検診(精密検査を含む)未受診者勧奨対象者へ連絡するため その他住民票関係情報 : 世帯情報を把握するため 健康・医療関係情報 : 検診結果の管理をするため
全ての記録項目	別添1を参照。
⑤保有開始日	平成28年1月1日
⑥事務担当部署	中央保健センター 健診推進室

3. 特定個人情報の入手・使用									
①入手元 ※	<input type="checkbox"/> 本人又は本人の代理人 <input checked="" type="checkbox"/> 評価実施機関内の他部署 (市民課) <input type="checkbox"/> 行政機関・独立行政法人等 () <input type="checkbox"/> 地方公共団体・地方独立行政法人 () <input type="checkbox"/> 民間事業者 () <input checked="" type="checkbox"/> その他 (健診実施医療機関)								
②入手方法	<input checked="" type="checkbox"/> 紙 [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ <input type="checkbox"/> 電子メール [] 専用線 [<input checked="" type="checkbox"/>] 庁内連携システム <input checked="" type="checkbox"/> 情報提供ネットワークシステム <input type="checkbox"/> その他 ()								
③使用目的 ※	検診受診券の発行対象者、過去の受診歴の管理、健康情報の管理								
④使用の主体	使用部署	中央保健センター健診推進室、中央保健センター、鳥取東健康福祉センター、各総合支所							
	使用者数	[100人以上500人未満] <table border="0"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;"><選択肢></td> </tr> <tr> <td>1) 10人未満</td> <td>2) 10人以上50人未満</td> </tr> <tr> <td>3) 50人以上100人未満</td> <td>4) 100人以上500人未満</td> </tr> <tr> <td>5) 500人以上1,000人未満</td> <td>6) 1,000人以上</td> </tr> </table>	<選択肢>		1) 10人未満	2) 10人以上50人未満	3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満	5) 500人以上1,000人未満
<選択肢>									
1) 10人未満	2) 10人以上50人未満								
3) 50人以上100人未満	4) 100人以上500人未満								
5) 500人以上1,000人未満	6) 1,000人以上								
⑤使用方法	個人番号 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 その他識別情報 : システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 4情報(氏名、性別、生年月日、住所) : 受診券に記載したり、システムの記録・検索・検診結果内容画面に表示する。 連絡先(電話番号等) : システムの検診結果内容画面に表示する。 その他住民票関係情報 : システムの世帯内容画面に表示する。 健康・医療関係情報 : システムの検診結果内容画面に表示する。								
	情報の突合	宛名システムからの個人番号の入手は宛名番号により突合する。							
⑥使用開始日	平成28年1月1日								

4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		
委託の有無 ※	[委託する] <選択肢> 1) 委託する 2) 委託しない (2) 件	
委託事項1		
健康増進事業に関する事務		
①委託内容		
健康増進事業に関する事務		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
ニチイ学館		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託しない] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	
	⑥再委託事項	
委託事項2～5		
委託事項2		
システム保守・運用		
①委託内容		
1 住民健康管理システムのパッケージアプリケーション保守作業 2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業 3 職員からの問い合わせに対する調査 4 作業指示に基づくデータ抽出		
②委託先における取扱者数	[10人未満] <選択肢> 1) 10人未満 2) 10人以上50人未満 3) 50人以上100人未満 4) 100人以上500人未満 5) 500人以上1,000人未満 6) 1,000人以上	
③委託先名		
富士通株式会社 鳥取支店		
再委託	④再委託の有無 ※	[再委託する] <選択肢> 1) 再委託する 2) 再委託しない
	⑤再委託の許諾方法	委託先、再委託先から個人情報保護に関する誓約書の提出を求め、許諾を判断する。
	⑥再委託事項	1 住民健康管理システムのパッケージアプリケーション保守作業 2 ジョブスケジューリングや帳票印刷等のシステム運用作業 3 職員からの問い合わせに対する調査 4 作業指示に基づくデータ抽出
委託事項6～10		
委託事項11～15		
委託事項16～20		

5. 特定個人情報の提供・移転(委託に伴うものを除く。)	
提供・移転の有無	[] 提供を行っている () 件 [] 移転を行っている () 件 [○] 行っていない
提供先1	
①法令上の根拠	
②提供先における用途	
③提供する情報	
④提供する情報の対象となる本人の数	[] [] <small><選択肢> 1) 1万人未満 2) 1万人以上10万人未満 3) 10万人以上100万人未満 4) 100万人以上1,000万人未満 5) 1,000万人以上</small>
⑤提供する情報の対象となる本人の範囲	
⑥提供方法	[] 情報提供ネットワークシステム [] 専用線 [] 電子メール [] 電子記録媒体(フラッシュメモリを除く。) [] フラッシュメモリ [] 紙 [] その他 ()
⑦時期・頻度	
提供先2～5	
提供先6～10	
提供先11～15	
提供先16～20	

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

1 健康増進事業特定個人情報ファイル

<胃がん検診情報>

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・一次結果判定、28. 国報告・精検結果判定、29. 国報告・計上対象区分、30. 国報告・一次偶発症、31. 国報告・一次偶発症・死亡、32. 国報告・精検受診日、33. 国報告・精検がん・原発性、34. 国報告・精検がん・早期、35. 国報告・精検がん・粘膜内、36. 国報告・精検偶発症、37. 国報告・精検偶発症・死亡、38. 一次検査方法、39. 一次検査撮影方法、40. 一次判定、41. 一次部位1-1、42. 一次部位1-2、43. 一次部位2-1、44. 一次部位2-2、45. 一次部位3-1、46. 一次部位3-2、47. 一次部位4-1、48. 一次部位4-2、49. 一次部位5-1、50. 一次部位5-2、51. 一次所見1、52. 一次所見2、53. 一次所見3、54. 一次所見4、55. 一次所見5、56. 一次偶発症、57. 一次偶発症・死亡、58. 精検受診日、59. 精検医療機関、60. 精検受診区分、61. 精検診断方法1、62. 精検診断方法2、63. 精検診断方法3、64. 精検判定1、65. 精検判定2、66. 精検判定3、67. 精検結果他疾患、68. 精検がん・原発性、69. 精検がん・早期、70. 精検がん・進行、71. 精検がん・粘膜内、72. 精検偶発症、73. 精検偶発症・死亡、74. 初回フラグ、75. OCR登録時連番、76. 新規レコード作成者、77. 新規レコード作成日時、78. 新規レコード端末、79. 新規レコードプログラム、80. 最終レコード更新者、81. 最終レコード更新日時、82. 最終レコード端末、83. 最終レコードプログラム、84. 検診枝番、85. 受診会場(その他)、86. 受診医療機関(その他)、87. 受診種別、88. 受診券種別、89. 登録日、90. 要精検フラグ、91. 印刷区分、92. 印刷日、93. 最新フラグ、94. 金額、95. 備考、96. フォロー枝番、97. フォロー事業番号、98. 相談枝番、99. メモ枝番、100. 登録区、101. 総合判定、102. 連絡先、103. 検査方法、104. 部位1、105. 部位2、106. X線所見、107. 内視鏡部位1、108. 内視鏡部位2、109. 内視鏡診断、110. 生検、111. 精検不要の診断名、112. 治療、113. 検診中/後の重篤な偶発症を確認、114. 検診中/後の偶発症による死亡、115. 精検・検診枝番、116. 精検・精検枝番、117. 精検・精検登録日、118. 精検・精検受診番号、119. 精検・精検票発行日、120. 精検・受診区分、121. 精検・受診日、122. 精検・医療機関、123. 精検・医療機関(その他)、124. 精検・委託料分類区分、125. 精検・予備医療機関、126. 精検・予備医療機関(その他)、127. 精検・金額、128. 精検・最新フラグ、129. 精検・印刷区分、130. 精検・印刷日、131. 精検・備考、132. 精検・フォロー枝番、133. 精検・フォロー事業番号、134. 精検・相談枝番、135. 精検・メモ枝番、136. 精検・未受診理由、137. 精検・登録区、138. 精検・精検判定、139. 精検・精検方法__X線透視撮影、140. 精検・精検方法__内視鏡、141. 精検・精検方法__細胞診、142. 精検・精検方法__組織診、143. 精検・精検方法__その他、144. 精検・治療、145. 精検・部位1__噴門部、146. 精検・部位1__胃体部、147. 精検・部位1__胃角部、148. 精検・部位1__前庭部、149. 精検・部位1__幽門部、150. 精検・部位1__十二指腸球部、151. 精検・部位1__十二指腸、152. 精検・部位1__穹窿部、153. 精検・部位1__幽門前庭部、154. 精検・部位1__食道、155. 精検・部位1__その他、156. 精検・部位2__小彎、157. 精検・部位2__大彎、158. 精検・部位2__前壁、159. 精検・部位2__後壁、160. 精検・部位2__全周、161. 精検・部位2__その他、162. 精検・進行区分、163. 精検・病期、164. 精検・がんのうち原発性のがん、165. 精検・原発性のがんのうち早期がん、166. 精検・早期がんのうち粘膜内がん、167. 精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、168. 精検・精検中/後の偶発症による死亡

<肺がん検診情報>

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・一次X線結果判定、28. 国報告・一次喀痰結果判定、29. 国報告・精検結果判定、30. 国報告・喀痰所見、31. 国報告・問診者、32. 国報告・喀痰細胞診対象者、33. 国報告・容器配布、34. 国報告・喀痰細胞診、35. 国報告・計上対象区分、36. 国報告・定期区分、37. 国報告・一次胸部X線読影結果、38. 一次喀痰細胞診結果、39. 国報告・一次偶発症、40. 国報告・一次偶発症・死亡、41. 国報告・精検受診日、42. 国報告・精検がん・原発性、43. 国報告・精検臨床病期分類、44. 国報告・精検偶発症、45. 国報告・精検偶発症・死亡、46. 一次定期区分、47. 一次検査方法、48. 問診6月以内の血痰、49. 問診喫煙有無、50. 問診喫煙本数、51. 問診喫煙年数、52. 問診喫煙指数、53. 喀痰細胞診対象者、54. 喀痰細胞診容器配布、55. 喀痰細胞診所見、56. 喀痰細胞診結果、57. 喀痰細胞診判定、58. X線第一読影結果(比較読影)、59. X線第二読影結果(比較読影)、60. X線第三読影結果(比較読影)、61. X線読影結果、62. X線判定、63. 一次判定、64. 一次偶発症、65. 一次偶発症・死亡、66. 精検受診日、67. 精検医療機関、68. 精検受診区分、69. 精検診断方法1、70. 精検診断方法2、71. 精検診断方法3、72. 精検判定1、73. 精検判定2、74. 精検判定3、75. 精検結果他疾患、76. 精検臨床病期分類、77. 精検がん・原発性、78. 精検偶発症、79. 精検偶発症・死亡、80. 初回フラグ(肺がん)、81. 初回フラグ(X線)、82. 初回フラグ(喀痰)、83. OCR登録時連番、84. 新規レコード作成者、85. 新規レコード作成日時、86. 新規レコード端末、87. 新規レコードプログラム、88. 最終レコード更新者、89. 最終レコード更新日時、90. 最終レコード端末、91. 最終レコードプログラム、92. 検診枝番、93. 受診会場(その他)、94. 受診医療機関(その他)、95. 受診種別、96. 受診券種別、97. 登録日、98. 要精検フラグ、99. 印刷区分、100. 印刷日、101. 最新フラグ、102. 金額、103. 備考、104. フォロー枝番、105. フォロー事業番号、106. 相談枝番、107. メモ枝番、108. 結核要精検フラグ、109. 登録区、110. 総合判定、111. 連絡先、112. 血痰有無、113. 喫煙、114. 喫煙量、115. 喫煙年数、116. 喫煙指数、117. 検査方法__胸部X線撮影、118. 検査方法__喀痰細胞診、119. 検査方法__その他、120. 胸部X線判定、121. 要検査詳細、122. 細胞診判定、123. 喀痰判定区分、124. X線判定区分、125. 検診中/後の重篤な偶発症を確認、126. 検診中/後の偶発症による死亡、127. 精検・検診枝番、128. 精検・精検枝番、129. 精検・精検登録日、130. 精検・精検受診番号、131. 精検・精検票発行日、132. 精検・受診区分、133. 精検・受診日、134. 精検・医療機関、135. 精検・医療機関(その他)、136. 精検・委託料分類区分、137. 精検・予備医療機関、138. 精検・予備医療機関(その他)、139. 精検・金額、140. 精検・最新フラグ、141. 精検・印刷区分、142. 精検・印刷日、143. 精検・備考、144. 精検・フォロー枝番、145. 精検・フォロー事業番号、146. 精検・相談枝番、147. 精検・メモ枝番、148. 精検・未受診理由、149. 精検・登録区、150. 精検・精検判定、151. 精検・診断方法__胸部直接撮影、152. 精検・診断方法__断層撮影、153. 精検・診断方法__CT、154. 精検・診断方法__気管支鏡、155. 精検・診断方法__気管支造影、156. 精検・診断方法__細胞診、157. 精検・診断方法__組織診、158. 精検・診断方法__MRI、159. 精検・診断方法__その他、160. 精検・組織分類__扁平上皮がん、161. 精検・組織分類__腺がん、162. 精検・組織分類__小細胞がん、163. 精検・組織分類__大細胞がん、164. 精検・組織分類__その他、165. 精検・治療、166. 精検・がんのうち原発性のがん、167. 精検・原発性がんのうち臨床病期I期、168. 精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、169. 精検・精検中/後の偶発症による死亡、170. 精検・結核精検判定、171. 精検・病型分類(病巣の性状)、172. 精検・病型分類(病巣の拡がり)、173. 精検・病型分類(病側)、174. 精検・活動性分類、175. 精検・喀痰検査

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

2 健康増進事業特定個人情報ファイル

<大腸がん検診情報>

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・一次結果判定、28. 国報告・精検結果判定、29. 国報告・計上対象区分、30. 国報告・精検受診日、31. 国報告・精検がん・原発性、32. 国報告・精検がん・早期、33. 国報告・精検がん・粘膜内、34. 国報告・精検偶発症、35. 国報告・精検偶発症・死亡、36. 一次検査方法、37. 一次便潜血1回目、38. 一次便潜血2回目、39. 一次判定、40. 精検受診日、41. 精検医療機関、42. 精検受診区分、43. 精検診断方法1、44. 精検診断方法2、45. 精検診断方法3、46. 精検組織学的検査、47. 精検判定1、48. 精検判定2、49. 精検判定3、50. 精検結果他疾患、51. 精検・ポリープ内視鏡的切除指示有無、52. 精検がん・原発性、53. 精検がん・早期、54. 精検がん・進行、55. 精検がん・病期不明、56. 精検がん・粘膜内、57. 精検偶発症、58. 精検偶発症・死亡、59. 初回フラグ、60. OCR登録時連番、61. 新規レコード作成者、62. 新規レコード作成日時、63. 新規レコード端末、64. 新規レコードプログラム、65. 最終レコード更新者、66. 最終レコード更新日時、67. 最終レコード端末、68. 最終レコードプログラム、69. 検診枝番、70. 受診会場(その他)、71. 受診医療機関(その他)、72. 受診種別、73. 受診券種別、74. 登録日、75. 要精検フラグ、76. 印刷区分、77. 印刷日、78. 最新フラグ、79. 金額、80. 備考、81. フォロー枝番、82. フォロー事業番号、83. 相談枝番、84. メモ枝番、85. 登録区、86. 総合判定、87. 連絡先、88. 1回目便潜血判定、89. 2回目便潜血判定、90. 問診要注意、91. 直腸指診、92. 精検・検診枝番、93. 精検・精検枝番、94. 精検・精検登録日、95. 精検・精検受診番号、96. 精検・精検票発行日、97. 精検・受診区分、98. 精検・受診日、99. 精検・医療機関、100. 精検・医療機関(その他)、101. 精検・委託料分類区分、102. 精検・予備医療機関、103. 精検・予備医療機関(その他)、104. 精検・金額、105. 精検・最新フラグ、106. 精検・印刷区分、107. 精検・印刷日、108. 精検・備考、109. 精検・フォロー枝番、110. 精検・フォロー事業番号、111. 精検・相談枝番、112. 精検・メモ枝番、113. 精検・未受診理由、114. 精検・登録区、115. 精検・精検判定、116. 精検・精検方法__全大腸内視鏡検査、117. 精検・精検方法__S状結腸内視鏡検査、118. 精検・精検方法__注腸X線検査、119. 精検・精検方法__生検組織診、120. 精検・精検方法__内視鏡的切除、121. 精検・精検方法__検査拒否、122. 精検・精検方法__その他の検査、123. 精検・部位__直腸、124. 精検・部位__S状結腸、125. 精検・部位__下行結腸、126. 精検・部位__横行結腸、127. 精検・部位__上行結腸、128. 精検・部位__回盲部(盲腸)、129. 精検・部位__回盲部(虫垂)、130. 精検・部位__回盲部(回腸末端)、131. 精検・部位__その他、132. 精検・治療、133. 精検・がんのうち原発性のがん、134. 精検・原発性がんのうち早期がん、135. 精検・早期がんのうち粘膜内がん、136. 精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、137. 精検・精検中/後の偶発症による死亡

<子宮がん検診情報>

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・一次頸部適正、28. 国報告・一次頸部結果判定、29. 国報告・一次体部結果判定、30. 国報告・精検頸部結果判定、31. 国報告・精検体部結果判定、32. 国報告・計上対象区分、33. 国報告・一次偶発症、34. 国報告・一次偶発症・死亡、35. 国報告・精検受診日、36. 国報告・精検がん・頸部原発性、37. 国報告・精検がん・体部原発性、38. 国報告・精検がん・上皮内、39. 国報告・精検がん・微小浸潤、40. 国報告・精検偶発症、41. 国報告・精検偶発症・死亡、42. 一次検査方法、43. 一次頸部細胞診分類、44. 一次頸部初回検体の適正、45. 一次頸部細胞診クラス、46. 一次頸部細胞診ベセスダ、47. 一次体部細胞診クラス、48. 一次頸部判定、49. 一次頸部医師判定、50. 一次体部判定、51. HPV判定、52. 一次判定、53. 一次臨床診断1、54. 一次臨床診断2、55. 一次臨床診断3、56. 一次偶発症、57. 一次偶発症・死亡、58. 精検受診日、59. 精検医療機関、60. 精検受診区分、61. 精検診断方法1、62. 精検診断方法2、63. 精検診断方法3、64. 精検判定1、65. 精検判定2、66. 精検判定3、67. 精検結果他疾患、68. 精検頸臨床進行期分類、69. 精検体臨床進行期分類、70. 精検がん・頸部原発性、71. 精検がん・体部原発性、72. 精検がん・上皮内、73. 精検がん・浸潤、74. 精検がん・微小浸潤、75. 精検偶発症、76. 精検偶発症・死亡、77. 初回フラグ(子宮がん)、78. 初回フラグ(頸部)、79. 初回フラグ(体部)、80. 2年連続受診フラグ(子宮がん)、81. 2年連続受診フラグ(頸部)、82. 2年連続受診フラグ(体部)、83. OCR登録時連番、84. 新規レコード作成者、85. 新規レコード作成日時、86. 新規レコード端末、87. 新規レコードプログラム、88. 最終レコード更新者、89. 最終レコード更新日時、90. 最終レコード端末、91. 最終レコードプログラム、92. 検診枝番、93. 受診会場(その他)、94. 受診医療機関(その他)、95. 受診種別、96. 受診券種別、97. 登録日、98. 要精検フラグ、99. 印刷区分、100. 印刷日、101. 最新フラグ、102. 金額、103. 備考、104. フォロー枝番、105. フォロー事業番号、106. 相談枝番、107. メモ枝番、108. 登録区、109. 総合判定、110. 連絡先、111. 子宮体癌検診の要否、112. 子宮頸部細胞診の可否、113. 頸部判定、114. CT判定頸部、115. 体部判定、116. CT判定体部、117. 臨床診断、118. 体部のみ健診、119. 検診中/後の偶発症による死亡、120. 検診中/後の重篤な偶発症を確認、121. 初回検体の適正・不適正、122. HPV検査、123. 精検・検診枝番、124. 精検・精検枝番、125. 精検・精検登録日、126. 精検・精検受診番号、127. 精検・精検票発行日、128. 精検・受診区分、129. 精検・受診日、130. 精検・医療機関、131. 精検・医療機関(その他)、132. 精検・委託料分類区分、133. 精検・予備医療機関、134. 精検・予備医療機関(その他)、135. 精検・金額、136. 精検・最新フラグ、137. 精検・印刷区分、138. 精検・印刷日、139. 精検・備考、140. 精検・フォロー枝番、141. 精検・フォロー事業番号、142. 精検・相談枝番、143. 精検・メモ枝番、144. 精検・未受診理由、145. 精検・登録区、146. 精検・精検判定、147. 精検・精検方法__細胞診(頸部)、148. 精検・精検方法__細胞診(体部)、149. 精検・精検方法__組織診(生検)、150. 精検・精検方法__組織診(円錐切除)、151. 精検・精検方法__試験搔爬、152. 精検・病期、153. 精検・頸部精検判定、154. 精検・体部病期、155. 精検・体部精検判定、156. 精検・治療、157. 精検・がんのうち原発性のがん、158. 精検・原発性のがんの再掲__上皮内がん、159. 精検・原発性のがんの再掲__微小浸潤がん、160. 精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、161. 精検・精検中/後の偶発症による死亡

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

3 健康増進事業特定個人情報ファイル

<乳がん検診情報>

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・マンモ併用、28. 国報告・一次結果判定、29. 国報告・精検結果判定、30. 国報告・計上対象区分、31. 国報告・一次マンモ判定、32. 国報告・一次偶発症、33. 国報告・一次偶発症・死亡、34. 国報告・精検受診日、35. 国報告・精検がん・原発性、36. 国報告・精検がん・早期、37. 国報告・精検がん・非浸潤、38. 国報告・精検偶発症、39. 国報告・精検偶発症・死亡、40. 一次検査方法、41. 一次問診自覚症状、42. しこり有無、43. しこり左右、44. 一次視触診判定、45. 一次X線番号、46. 一次X線撮影方向、47. 一次X線判定、48. 一次判定、49. 一次臨床診断1、50. 一次臨床診断2、51. 一次臨床診断3、52. 一次X線結果、53. 一次X線一次読影判定、54. 一次X線二次読影判定、55. 一次X線比較読影判定、56. 一次偶発症、57. 一次偶発症・死亡、58. 精検受診日、59. 精検医療機関、60. 精検受診区分、61. 精検診断方法1、62. 精検診断方法2、63. 精検診断方法3、64. 精検判定1、65. 精検判定2、66. 精検判定3、67. 精検結果他疾患、68. 精検がん・原発性、69. 精検がん・早期、70. 精検がん・非浸潤、71. 精検がん・臨床病期分類、72. 精検偶発症、73. 精検偶発症・死亡、74. 初回フラグ、75. 2年連続受診フラグ、76. OCR登録時連番、77. 新規レコード作成者、78. 新規レコード作成日時、79. 新規レコード端末、80. 新規レコードプログラム、81. 最終レコード更新者、82. 最終レコード更新日時、83. 最終レコード端末、84. 最終レコードプログラム、85. 検診枝番、86. 受診会場(その他)、87. 受診医療機関(その他)、88. 受診種別、89. 受診券種別、90. 登録日、91. 要精検フラグ、92. 印刷区分、93. 印刷日、94. 最新フラグ、95. 金額、96. 備考、97. フォロー枝番、98. フォロー事業番号、99. 相談枝番、100. メモ枝番、101. 登録区、102. 総合判定、103. 連絡先、104. 視触診判定、105. 視触診医療機関、106. 視触診受診日、107. マンモグラフィ判定、108. マンモグラフィ医療機関、109. マンモグラフィ受診日、110. カテゴリ(腫がいじ瘤)、111. カテゴリ(石灰化)、112. マンモグラフィ判定区分、113. 精検・検診枝番、114. 精検・精検枝番、115. 精検・精検登録日、116. 精検・精検受診番号、117. 精検・精検票発行日、118. 精検・受診区分、119. 精検・受診日、120. 精検・医療機関、121. 精検・医療機関(その他)、122. 精検・委託料分類区分、123. 精検・予備医療機関、124. 精検・予備医療機関(その他)、125. 精検・金額、126. 精検・最新フラグ、127. 精検・印刷区分、128. 精検・印刷日、129. 精検・備考、130. 精検・フォロー枝番、131. 精検・フォロー事業番号、132. 精検・相談枝番、133. 精検・メモ枝番、134. 精検・未受診理由、135. 精検・登録区、136. 精検・精検判定、137. 精検・精検方法__超音波、138. 精検・精検方法__マンモグラフィ、139. 精検・精検方法__細胞診、140. 精検・精検方法__組織診、141. 精検・精検方法__その他、142. 精検・精検方法__指示事項、143. 精検・病期、144. 精検・がんのうち原発性のがん、145. 精検・原発性のがんのうち早期がん、146. 精検・精検中/後の重篤な偶発症を確認、147. 精検・精検中/後の偶発症による死亡

<骨粗しょう症検診情報>

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・結果別判定、28. 身長、29. 体重、30. 骨密度、31. 骨密度判定、32. 骨密度所見、33. OCR登録時連番、34. 精検受診日、35. 精検医療機関、36. 精検受診区分、37. 精検診断方法1、38. 精検診断方法2、39. 精検診断方法3、40. 精検検査部位1、41. 精検検査部位2、42. 精検検査部位3、43. 精検判定1、44. 精検判定2、45. 精検判定3、46. 精検指示区分、47. 精検特記事項、48. 新規レコード作成者、49. 新規レコード作成日時、50. 新規レコード端末、51. 新規レコードプログラム、52. 最終レコード更新者、53. 最終レコード更新日時、54. 最終レコード端末、55. 最終レコードプログラム

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

4 健康増進事業特定個人情報ファイル

< 歯科検診情報 >

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 検診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・歯科検診区分、28. 国報告・結果別判定、29. 国報告・予防処置の有無、30. 健診区分、31. 健全歯数、32. 処置指数、33. 未処置指数、34. 喪失歯数、35. 現在歯数、36. DMF歯数、37. 不良補綴物、38. 予防処置の有無、39. 歯周・CPI最大値、40. 清掃、41. 義歯・有無、42. 義歯・清掃、43. 義歯・適合、44. その他異常・咬合、45. その他異常・軟組織、46. その他異常・顎関節、47. 判定区分、48. OCR登録時連番、49. 精検受診日、50. 精検医療機関、51. 精検受診区分、52. 精検診断方法1、53. 精検診断方法2、54. 精検診断方法3、55. 精検判定1、56. 精検判定2、57. 精検判定3、58. 新規レコード作成者、59. 新規レコード作成日時、60. 新規レコード端末、61. 新規レコードプログラム、62. 最終レコード更新者、63. 最終レコード更新日時、64. 最終レコード端末、65. 最終レコードプログラム、66. 検診枝番、67. 受診会場(その他)、68. 受診医療機関(その他)、69. 受診種別、70. 受診券種別、71. 登録日、72. 要精検フラグ、73. 印刷区分、74. 印刷日、75. 最新フラグ、76. 金額、77. 備考、78. フォロー枝番、79. フォロー事業番号、80. 相談枝番、81. メモ枝番、82. 歯右上区分1、83. 歯右上区分2、84. 歯右上区分3、85. 歯右上区分4、86. 歯右上区分5、87. 歯右上区分6、88. 歯右上区分7、89. 歯右上区分8、90. 歯右下区分1、91. 歯右下区分2、92. 歯右下区分3、93. 歯右下区分4、94. 歯右下区分5、95. 歯右下区分6、96. 歯右下区分7、97. 歯右下区分8、98. 歯左上区分1、99. 歯左上区分2、100. 歯左上区分3、101. 歯左上区分4、102. 歯左上区分5、103. 歯左上区分6、104. 歯左上区分7、105. 歯左上区分8、106. 歯左下区分1、107. 歯左下区分2、108. 歯左下区分3、109. 歯左下区分4、110. 歯左下区分5、111. 歯左下区分6、112. 歯左下区分7、113. 歯左下区分8、114. CPITN区分1、115. CPITN区分2、116. CPITN区分3、117. CPITN区分4、118. CPITN区分5、119. CPITN区分6、120. CPITN区分7、121. 歯の総本数、122. 健全歯数、123. う歯数、124. 処置数、125. 欠損歯数、126. 欠損補填歯数、127. 登録区、128. 検査種別、129. 施設名、130. 総合判定、131. 要精検の詳細_歯石除去、132. 要精検の詳細_歯周治療、133. 要精検の詳細_歯治療、134. 要精検の詳細_補綴処置、135. 要精検の詳細_その他、136. その他の所見、137. 口腔状態、138. 口腔観察票紹介状、139. その後の状況、140. 咬合状態、141. 歯周疾患状況、142. 清掃状況、143. その他、144. 開口状態、145. 舌運動、146. 口唇閉鎖障害、147. 口腔乾燥、148. 口臭、149. 義歯の有無、150. 義歯清掃状況、151. 安定性_安定、152. 安定性_咀嚼時不安定、153. 安定性_会話時不安定、154. 判定区分A_要歯科診療、155. 判定区分A_要口腔衛生指導、156. 判定区分A_要入院治療、157. 判定区分A_処置不要、158. 判定処理区分、159. 判定区分の理由_むし歯、160. 判定区分の理由_歯肉炎、161. 判定区分の理由_歯周疾患、162. 判定区分の理由_義歯の不整合、163. 判定区分の理由_顎関節症、164. 判定区分の理由_咬合関係、165. 判定区分の理由_欠損補の必要性、166. 判定区分の理由_その他、167. 介護者、168. 施1健康状態、169. 施1その理由_歯が痛む、170. 施1その理由_歯茎から出血、171. 施1その理由_腫れる、172. 施1その理由_口臭あり、173. 施1その理由_間に挟まる、174. 施1その理由_よくかめない、175. 施1その理由_入れ歯が合わない、176. 施1その理由_その他、177. 施1改善希望、178. 施1通院有無、179. 施2かかりつけ医、180. 施3入れ歯可否、181. 施4口の渇き、182. 施_歯磨き、183. 施_誰が自分で、184. 施_誰が一部介助、185. 施_誰が家族、186. 施_誰がなし、187. 施_うがい、188. 施_食事、189. 施_摂り方、190. 施_食べこぼし、191. 施_食事の形態_普通、192. 施_食事の形態_軟食、193. 施_食事の形態_きざみ、194. 施_食事の形態_流動食(ミキサー)、195. 施_食事の形態_その他、196. 施_食べ残し、197. 施_のみこみ、198. 施_食事時間、199. 施_声のかすれ、200. 施_施設介護度、201. 施設理解度、202. 施設現病_高血圧、203. 施設現病_心疾患、204. 施設現病_糖尿病、205. 施設現病_認知症、206. 施設現病_神経疾患、207. 施設現病_脳梗塞_脳出血等、208. 施設現病_骨粗鬆症_骨折、209. 施設現病_肝疾患、210. 施設現病_その他、211. 施設現病_なし、212. 現病の詳細、213. 施設麻痺、214. Q1歯や口の状態、215. Q1歯の症状_しみる、216. Q1歯の症状_血が出る、217. Q1歯の症状_腫れる、218. Q1歯の症状_口臭がある、219. Q1歯の症状_はさまる、220. Q1歯の症状_不自由、221. Q1歯の症状_気になる、222. Q1歯の症状_合わない、223. Q1歯の症状_その他、224. Q2かかりつけ医、225. Q3歯の健康診査(1年間)、226. Q3受診理由、227. Q4歯石の除去(1年間)、228. Q5喫煙(1ヶ月)、229. Q6喫煙の影響、230. Q7デンタルフロス、231. Q8歯茎の影響、232. Q9日常の歯磨き剤、233. Q9歯磨き剤、234. Q10十分な時間、235. コメント記入

< 肝炎ウイルス検査情報 >

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. 国報告・検診区分、28. 国報告・C型肝炎判定、29. 国報告・B型肝炎判定、30. 国報告・C型フォローアップ対象、31. 国報告・B型フォローアップ対象、32. HCV抗体検査、33. HCV抗原検査、34. RNA検査、35. 総合判定、36. HBs抗原検査、37. 精検受診区分、38. 精検受診日、39. 精検医療機関、40. 精検判定1、41. 精検判定2、42. 精検判定3、43. 精検結果他疾患、44. 精検血小板数、45. 精検GPT、46. 精検HCVサブタイプ、47. 精検RNA定量、48. 精検RNA値、49. 精検RNA方法、50. 精検IF適用、51. 精検IF適用無し理由、52. 精検IF予定、53. 精検IF予定時期、54. 精検IF予定時期未定、55. 精検IF予定内容、56. 精検IF予定無し理由、57. 精検HBs抗原、58. 精検HBs抗体、59. 精検指示、60. OCR登録時連番、61. 新規レコード作成者、62. 新規レコード作成日時、63. 新規レコード端末、64. 新規レコードプログラム、65. 最終レコード更新者、66. 最終レコード更新日時、67. 最終レコード端末、68. 最終レコードプログラム、69. 精検枝番、70. 受診会場(その他)、71. 受診医療機関(その他)、72. 受診種別、73. 受診券種別、74. 登録日、75. 要精検フラグ、76. 印刷区分、77. 印刷日、78. 最新フラグ、79. 金額、80. 備考、81. フォロー枝番、82. フォロー事業番号、83. 相談枝番、84. メモ枝番、85. 訪問者コード、86. 登録区、87. HBs抗原、88. HCV、89. 肝炎判定、90. 検査区分、91. 判定結果、92. HBs抗原検査、93. HCV抗体、94. 判定理由、95. 精密検査月日、96. 精密診断、97. 精密判定結果、98. 精密医療機関、99. 定期検査月日、100. 定期診断、101. 定期判定結果、102. 定期医療機関

(別添1) 特定個人情報ファイル記録項目

5 健康増進事業特定個人情報ファイル

<胃がんリスク検診情報>

1. 個人番号、2. 宛名番号、3. 受診日、4. 健診機関コード、5. シリアル、6. 受診年度、7. 受診時年齢数値、8. 受診時年齢文字、9. 集計用年齢、10. 性別、11. 支所コード、12. 地区コード、13. 小学校コード、14. 集計用地区コード1、15. 集計用地区コード2、16. 集計用地区コード3、17. 年齢区分(5歳)、18. 年齢区分(10歳)、19. 自己負担区分(支払用)、20. 保険区分(支払用)、21. 集計計上日、22. 集計計上年度、23. 請求日、24. 支払済フラグ、25. 支払日、26. 国報告・受診区分、27. ペプシノゲンⅠ、28. ペプシノゲンⅡ、29. ペプシノゲンⅠ／Ⅱ、30. ペプシノゲン判定、31. ピロリ抗体濃度、32. ピロリ抗体判定、33. ピロリ菌ABC判定、34. 判定、35. 精検受診日、36. 精検医療機関、37. 精検受診区分、38. 精検診断方法1、39. 精検診断方法2、40. 精検診断方法3、41. 精検判定1、42. 精検判定2、43. 精検判定3、44. 精検結果他疾患、45. 精検がん・原発性、46. 精検がん・早期、47. 精検がん・進行、48. 精検がん・粘膜内、49. 精検偶発症、50. 精検偶発症・死亡、51. OCR登録時連番、52. 新規レコード作成者、53. 新規レコード作成日時、54. 新規レコード端末、55. 新規レコードプログラム、56. 最終レコード更新者、57. 最終レコード更新日時、58. 最終レコード端末、59. 最終レコードプログラム

Ⅲ リスク対策 ※(7. ②を除く。)

1. 特定個人情報ファイル名	
(1)宛名特定個人情報ファイル	
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）	
リスク： 目的外の入手が行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p>【対象者以外の情報の入手を防止するための措置の内容】 <宛名システムの場合> 1 対象者が一覧で表示される画面には個人番号を表示しない仕組みとし、不必要な閲覧を防止する。 2 個人番号が含まれるファイルについて、対象者以外の入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</p> <p>【必要な情報以外を入手することを防止するための措置の内容】 1 個人番号が含まれるファイルについて、目的外の入手が行われている恐れがないかなどを確認するため、アクセスログを取得し、定期的に点検することを可能とする。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【不適切な方法で入手が行われるリスクに対する措置】 1 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。</p> <p>【入手した特定個人方法が不正確であるリスクに対する措置】 1 当該システムにより個人情報を取得することで正確性を担保している。</p> <p>【入手の際に特定個人情報が漏えい・紛失するリスクに対する措置】 1 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。 2 ウイルス対策ソフトウェアを導入し、常に最新のパターンファイルを適用する。 3 OSやアプリケーション等に対するセキュリティ対策用ソフトウェア(セキュリティパッチ)は常に最新版を適用する。</p>	
3. 特定個人情報の使用	
リスク1： 目的を超えた紐付け、事務に必要なない情報との紐付けが行われるリスク	
リスクに対する措置の内容	<p><宛名システムにおける措置> 1 個人番号利用業務以外または個人番号を必要としない業務から宛名情報の要求があった場合は、個人番号が含まれない情報のみを提供するようアクセス制御を行う。 2 宛名情報の基本情報を保持する各マスターデータと、特定個人情報を含むデータベースを切り離して管理しており、特定個人情報を含むデータベースへアクセスする際はアクセスログを取得している。</p>
リスクへの対策は十分か	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
リスク2： 権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスク	
ユーザ認証の管理	<p>[行っている] <選択肢> 1) 行っている 2) 行っていない</p>
具体的な管理方法	<p><宛名システムにおける措置> 1 健康管理システムを利用する必要がある職員を特定し、個人ごとにユーザーIDを割り当てるとともに生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。 2 ユーザーIDのログ情報を管理する。 3 アクセス権限は、事務に必要な最小の権限のみ付与している。</p>

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【アクセス権限の発行・失効の管理】 1 アクセス権限と事務の対応表を作成する。 2 アクセス権限に関する責任者を定め、人事異動を踏まえ、責任者がアクセス権限を発行及び失効させる。 3 なりすましによる不正を防止するため、共用IDは発行せず、個人に対しユーザーIDを発行する。</p> <p>【アクセス権限の管理】 1 アクセス権限と業務の対応表を作成し、その対応表に従って業務に必要なアクセス権限のみ付与している。 2 ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、アクセス権限や不要となったIDを変更または削除している。</p> <p>【特定個人情報使用の記録】 1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】 1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する 2 鳥取市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ対策基準:項番7.4.4)の規定を周知し、情報資産を持ち出さないよう職員の意識を高める</p> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>1 特定個人情報の目的外利用の禁止 2 特定個人情報の取扱い者を制限 3 特定個人情報を持ち出さない 4 特定個人情報を複製し、又は複製しない 5 特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講じる 6 特定個人情報を業務完了後速やかに返還又は廃棄する 7 必要に応じて当市が委託先の調査を行うことができる権限</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>1 受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、相手方における責任体制並びに責任者及び従事者、特定個人情報保護措置の内容、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならないこととする。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【情報保護管理体制の確認】
 1 外部委託業者の選定に際しては本市の情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとしている。

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】
 1 委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。
 2 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させている。
 3 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与している。

【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】
 1 アクセスログによる記録を残し、一定期間保管する。

【特定個人情報の提供ルール、消去ルール】
 1 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。

5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。） [○] 提供・移転しない

リスク： 不正な提供・移転が行われるリスク

特定個人情報の提供・移転に関するルール	[]	<選択肢> 1) 定めている	2) 定めていない
ルールの内容及びルール遵守の確認方法			
その他の措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 [○] 接続しない(入手) [○] 接続しない(提供)

リスク1： 目的外の入手が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

リスク2： 不正な提供が行われるリスク

リスクに対する措置の内容			
リスクへの対策は十分か	[]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 3) 課題が残されている	2) 十分である

情報提供ネットワークシステムとの接続に伴うその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
7. 特定個人情報の保管・消去	
リスク: 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク	
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし] <選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容	
再発防止策の内容	
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> 紙媒体による申請情報等は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めて施錠管理しており、漏えい・紛失を防止している。 不正アクセスが判明した場合、「システム運用管理手順故障対応報告フロー」に基づいて必要な措置を講ずる。 特定個人情報が保有されているサーバーは独立した部屋に設置され、執務室との共用がなされていない。また、サーバー室への入退出管理を行っている。 バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管している。 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、サーバに無停電電源装置を付設している。 機器等を修理や廃棄する場合、その内容を消去している。 USBメモリ、CD-ROM等の外部記憶媒体の利用、持出し、持込みの際のルールが定められており、遵守している。 端末機のディスプレイは、来庁している住民から見えない位置に設置している。 <p>【技術的対策】</p> <ol style="list-style-type: none"> システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置している。 識別情報(ID、パスワード等)をルール通り発行・更新・廃棄している。 識別情報を複数人で共有していない。 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組みを用意する。 特定個人情報を取り扱うコンピュータの操作において、離席時はスクリーンセーバーの起動及び一定時間経過後はシステムからの自動ログオフを実施する。
リスクへの対策は十分か	[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置	
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 情報が変更されるもの(住所情報など)については、庁内システム連携により、随時最新のものに更新するため古い情報のまま保管され続けることはない。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置】</p> <ol style="list-style-type: none"> 個人情報が記載された紙については、「鳥取市文書取扱規定」の別表に基づいた保管期限で保存し、保管期間が経過したものについては、担当職員が鳥取市が設置した廃棄物処理施設に搬入し、廃棄する。 	

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【鳥取市における措置】</p> <p>1 特定個人情報の適切な管理を行うため、職員（非常勤職員、臨時職員等を含む）に対し随時鳥取市個人情報保護条例、鳥取市セキュリティポリシーの教育・研修を行う。全庁職員を対象とした研修のほかに、担当課で実施する研修の受講を義務付けることとする。</p> <p>2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p>
10. その他のリスク対策	

<p>その他の措置の内容</p>	<p>【アクセス権限の発行・失効の管理】 1 アクセス権限と事務の対応表を作成する。 2 アクセス権限に関する責任者を定め、人事異動を踏まえ、責任者がアクセス権限を発行及び失効させる。 3 なりすましによる不正を防止するため、共用IDは発行せず、個人に対しユーザーIDを発行する。</p> <p>【アクセス権限の管理】 1 アクセス権限と業務の対応表を作成し、その対応表に従って業務に必要なアクセス権限のみ付与している。 2 ユーザーIDやアクセス権限を定期的に確認し、アクセス権限や不要となったIDを変更または削除している。</p> <p>【特定個人情報使用の記録】 1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する。</p>
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>
<p>特定個人情報の使用におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置</p>	
<p>【従業者が事務外で使用するリスクに対する措置】 1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する 2 鳥取市情報セキュリティポリシー(情報セキュリティ対策基準:項番7.4.4)の規定を周知し、情報資産を持ち出さないよう職員の意識を高める</p> <p>【特定個人情報ファイルが不正に複製されるリスクに対する措置】 1 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組み、不正利用された場合にログを追跡できる仕組みを構築する</p>	
<p>4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 [] 委託しない</p>	
<p>リスク: 委託先における不正な使用等のリスク</p>	
<p>委託契約書中の特定個人情報ファイルの取扱いに関する規定</p>	<p>[定めている] <選択肢> 1) 定めている 2) 定めていない</p>
<p>規定の内容</p>	<p>1 特定個人情報の目的外利用の禁止 2 特定個人情報の取扱い者を制限 3 特定個人情報を持ち出さない 4 特定個人情報を複写し、又は複製しない 5 特定個人情報の漏えい、滅失、改ざん又はき損の防止等の適切な管理のために必要な措置を講じる 6 特定個人情報を業務完了後速やかに返還又は廃棄する 7 必要に応じて当市が委託先の調査を行うことができる権限</p>
<p>再委託先による特定個人情報ファイルの適切な取扱いの担保</p>	<p>[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない 4) 再委託していない</p>
<p>具体的な方法</p>	<p>1 受託者が再委託を行う場合は、業務の内容、取り扱う特定個人情報、期間、必要な理由、相手方、相手方における責任体制並びに責任者及び従事者、特定個人情報保護措置の内容、監督方法等の項目を記載した書面を発注者に提出して再委託の承諾を得なければならないこととする。</p>
<p>その他の措置の内容</p>	
<p>リスクへの対策は十分か</p>	<p>[十分である] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている</p>

特定個人情報ファイルの取扱いの委託におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置

【情報保護管理体制の確認】

1 外部委託業者の選定に際しては本市の情報セキュリティポリシーに従い、情報セキュリティ管理者が業者に対して個人情報保護管理の態勢が適切かどうかを確認することとしている。

【特定個人情報ファイルの閲覧者・更新者の制限】

- 1 委託にかかる実施体制の提出を義務付けている。
- 2 委託事業者に対し、機密保持誓約書を提出させている。
- 3 機密保持誓約書の提出があった者のみにシステムの操作権限を付与している。

【特定個人情報ファイルの取扱いの記録】

1 アクセスログによる記録を残し、一定期間保管する。

【特定個人情報の提供ルール、消去ルール】

1 契約に基づき、個人情報等の管理状況等について、必要があれば随時に報告を求め調査を行う。

7. 特定個人情報の保管・消去		
リスク： 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスク		
①事故発生時手順の策定・周知	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
②過去3年以内に、評価実施機関において、個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし
その内容		
再発防止策の内容		
その他の措置の内容	<p>【物理的対策】</p> 1 紙媒体による申請情報等は、事務処理の段階ごとに事務室内に保管場所を定めて施錠管理しており、漏えい・紛失を防止している。 2 不正アクセスが判明した場合、「システム運用管理手順故障対応報告フロー」に基づいて必要な措置を講ずる。 3 特定個人情報が保有されているサーバーは独立した部屋に設置され、執務室との共用がなされていない。また、サーバー室への入退出管理を行っている。 4 バックアップ媒体は、サーバー室内の施錠管理されている場所で保管している。 5 停電(落雷等)によるデータ消失を防ぐため、サーバに無停電電源装置を付設している。 6 機器等を修理や廃棄する場合、その内容を消去している。 7 USBメモリ、CD-ROM等の外部記憶媒体の利用、持出し、持込みの際のルールが定められており、遵守している。 8 端末機のディスプレイは、来庁している住民から見えない位置に設置している。 <p>【技術的対策】</p> 1 システムを利用する必要がある職員を特定し、生体認証等によるシステムへのログオンを実施する。 2 コンピュータウイルス対策ソフトウェアを導入し、ウイルスチェックを行っている。また、最新の不正プログラムに対応するため、定期的にウイルスパターンの更新を行っている。 3 不正アクセスを防止するため、ファイアウォールを設置している。 4 識別情報(ID、パスワード等)をルール通り発行・更新・廃棄している。 5 識別情報を複数人で共有していない。 6 アクセスログを取得するとともに、定期的にログを解析できる仕組みを用意する。 7 特定個人情報を取り扱うコンピュータの操作において、離席時はスクリーンセーバーの起動及び一定時間経過後はシステムからの自動ログオフを実施する。	
リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
特定個人情報の保管・消去におけるその他のリスク及びそのリスクに対する措置		
<p>【特定個人情報が古い情報のまま保管され続けるリスクに対する措置】</p> 1 情報が変更されるもの(住所情報など)については、庁内システム連携により、随時最新のものに更新するため古い情報のまま保管され続けることはない。 <p>【特定個人情報が消去されずいつまでも存在するリスクに対する措置】</p> 1 個人情報が記載された紙については、「鳥取市文書取扱規定」の別表に基づいた保管期限で保存し、保管期間が経過したものについては、担当職員が鳥取市が設置した廃棄物処理施設に搬入し、廃棄する。		

8. 監査	
実施の有無	[<input type="radio"/>] 自己点検 [<input type="radio"/>] 内部監査 [] 外部監査
9. 従業者に対する教育・啓発	
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている] <選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない
具体的な方法	<p>【鳥取市における措置】</p> <p>1 特定個人情報の適切な管理を行うため、職員（非常勤職員、臨時職員等を含む）に対し随時鳥取市個人情報保護条例、鳥取市セキュリティポリシーの教育・研修を行う。全庁職員を対象とした研修のほかに、担当課で実施する研修の受講を義務付けることとする。</p> <p>2 委託業者に対しては、契約内容に個人情報保護に関する研修を義務付け、秘密保持契約を締結する。</p>
10. その他のリスク対策	

IV 開示請求、問合せ

1. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
①請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 Tel0857-20-3121
②請求方法	指定様式による書面の提出により開示・訂正・利用停止請求を受け付ける。
③法令による特別の手続	—
④個人情報ファイル簿への不記載等	—
2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
①連絡先	中央保健センター 健診推進室 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 0857-20-0320 ※歯科検診事務に関しては 中央保健センター 成人保健係 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 0857-20-3194
②対応方法	電話により対応を受け付ける。

V 評価実施手続

1. 基礎項目評価	
①実施日	令和1年5月24日
②しきい値判断結果	[基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる] <選択肢> 1) 基礎項目評価及び重点項目評価の実施が義務付けられる 2) 基礎項目評価の実施が義務付けられる(任意に重点項目評価を実施) 3) 特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない(任意に重点項目評価を実施)
2. 国民・住民等からの意見の聴取【任意】	
①方法	
②実施日・期間	
③主な意見の内容	
3. 第三者点検【任意】	
①実施日	
②方法	
③結果	

(別添2)変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成29年12月22日	I 1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務／②事務の内容	健康増進法の規定に基づき、各種がん検診、歯科検診を実施。その結果をもとに保健指導、健康相談、精密検査勧奨等を行う。 特定個人情報とは、以下の健康増進事業に関する事務において、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 1 各種がん検診 2 歯科検診 3 健康相談 4 肝炎ウイルス検査 5 その他上記に関連する事務	健康増進法の規定に基づき、各種がん検診、歯科検診を実施。その結果をもとに保健指導、健康相談、精密検査勧奨等を行う。 特定個人情報とは、以下の健康増進事業に関する事務において、健康増進法及び行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)の規定に従い取り扱う。 1 各種がん検診 2 歯科検診 3 健康相談 4 肝炎ウイルス検査 5 その他上記に関連する事務	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成29年12月22日	I 6. 評価実施機関における担当部署／①部署	保険年金課	中央保健センター	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成29年12月22日	I 6. 評価実施機関における担当部署／②所属長	保険年金課長	中央保健センター 所長 下田 俊介	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成29年12月22日	II 2. 基本情報／⑥事務担当部署	保険年金課 健診推進室	中央保健センター 健診推進室	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成29年12月22日	II 3. 特定個人情報の入手・使用／④使用の主体 使用部署	保険年金課健診推進室、中央保健センター、鳥取東健康福祉センター、各総合支所	中央保健センター健診推進室、中央保健センター、鳥取東健康福祉センター、各総合支所	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない
平成29年12月22日	IV 2. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ／①連絡先	保険年金課 健診推進室 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 0857-20-0320 ※歯科検診事務に関しては 中央保健センター 健康づくり係 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 0857-20-3194	中央保健センター 健診推進室 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 0857-20-0320 ※歯科検診事務に関しては 中央保健センター 成人保健係 680-0845 鳥取市富安二丁目104番地2 0857-20-3194	事後	その他の項目の変更であり事前の提出・公表が義務づけられない

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年5月24日	I 基本情報／6. 評価実施 機関における担当部署／①部 署／②所属長の役職名	①中央保健センター ②中央保健センター 所長 下田 俊介	①健康こども部 中央保健センター ②中央保健センター所長	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務づけら れない
令和1年5月24日	IV 1. 特定個人情報の開示・ 訂正・利用停止請求①請求先	鳥取市 総務部総務課 情報公関係 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3104	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	事後	その他の項目の変更であり事 前の提出・公表が義務づけら れない
令和1年11月5日	IV 開示請求、問合せ／1. 特 定個人情報の開示・訂正・利 用停止請求／①請求先	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市尚徳町116番地 TEL 0857-20-3121	鳥取市 総務部総務課公文書管理室 〒680-8571 鳥取県鳥取市幸町71番地 TEL0857-20-3121	事後	鳥取市役所庁舎移転に伴い、 鳥取市役所の位置を定める条 例(平成26年鳥取市条例第4 5号)が令和元年10月1日に 施行され、同年11月5日に全 面開庁されたことに伴う変更